

第2号様式(第10条関係)

平成31年4月26日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

島袋 大



平成30年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり平成30年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

平成30年度 政務活動費 収支報告書

議員名 島袋 大

1 収 入 政務活動費 1,800,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費	0	
研 修 費	0	
広聴広報費	0	
要請陳情等 活 動 費	0	
会 議 費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	0	
事 務 所 費	848,482	家賃 契約更新事務手数料 電気料金 水道料金
事 務 費	155,305	NTT電話料金 携帯電話 コピー機代(カウント)
人 件 費	847,576	人件費 労働保険
合 計	1,851,363	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円

## 経費区分別支出一覧表

経費区分

事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	家賃(12ヶ月)	1,488,000	1/2	744,000
4/16	契約更新事務手数料	10,000	1/2	5,000
4/23	電気料金(4月分)	18,403	1/2	9,201
5/24	電気料金(5月分)	22,660	その他	7,454
6/25	電気料金(6月分)	34,751	その他	7,454
7/24	電気料金(7月分)	27,509	その他	7,454
8/23	電気料金(8月分)	29,957	その他	7,454
9/26	電気料金(9月分)	27,321	その他	7,454
10/24	電気料金(10月分)	28,973	その他	7,454
11/26	電気料金(11月分)	15,105	1/2	7,552
12/25	電気料金(12月分)	13,476	1/2	6,738
1/28	電気料金(1月分)	15,322	1/2	7,661
2/25	電気料金(2月分)	15,068	1/2	7,534
3/25	電気料金(3月分)	12,077	1/2	6,038
5/17	水道代(4月分)(日割り)	1,857	その他	754
6/23	水道代(5月分)	1,857	1/2	928
8/6	水道代(6月分)	1,857	1/2	928
9/4	水道代(7月分)	1,857	1/2	928
10/6	水道代(8月分)	1,857	1/2	928
12/11	水道代(9月分)	1,857	1/2	928
12/10	水道代(10月分)	2,807	その他	928
2/14	水道代(11月分)	1,857	1/2	928
2/1	水道代(12月分)	1,857	1/2	928
2/14	水道代(1月分)	1,857	1/2	928
4/10	水道代(2月分)	1,857	1/2	928
	事務所費 充当合計			848,482



# 家賃証明書

住所 豊見城市字根差部727番地 エクセルビル207号  
氏名 島袋 大

	支払日	家賃 共益費 手処理代
平成30年4月家賃	平成30年4月5日	125,000円
平成30年5月家賃	平成30年5月7日	125,000円
平成30年6月家賃	平成30年6月5日	125,000円
平成30年7月家賃	平成30年7月23日	125,000円
平成30年8月家賃	平成30年8月6日	125,000円
平成30年9月家賃	平成30年9月5日	125,000円
平成30年10月家賃	平成30年10月5日	125,000円
平成30年11月家賃	平成30年11月5日	125,000円
平成30年12月家賃	平成30年12月5日	125,000円
平成31年1月家賃	平成31年1月29日	125,000円
平成31年2月家賃	平成31年2月5日	125,000円
平成31年3月家賃	平成31年3月5日	125,000円
合計		1,500,000円

上記の金額に相違ないことを証明致します。

平成31年3月31日

貸借人



1/2 計上

共益費・手処理代 1,000円を引いた月額 124,000円 ÷ 2 = 62,000円

62,000円 × 12ヶ月分 = 744,000円

744,000円 充当

充当割合:政務活動費以外が含まれるので案分

事務所費  
家賃

領収証

No. 2900010  
1207

島袋大 様

金額	910000-
----	---------

但 行理新等益手取料代にて  
H30年11月16日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額	
消費税額(%)	

沖縄県那覇市宇栄原950-1014  
和興住宅  
代表者 平良清助  
TEL 857-7220 FAX 857-7999

991517

1/2 ¥5,000

充当割合:政務活動費以外が含まれるので案分

電気料金領収事実証明書

事務所費

電気番号				契約種別	
24038	102	1	5	従量電灯	

ご契約者	
島袋 大	様

供給地点特定番号
10-0002-4038-0010 -2150-0000

ご請求者	
島袋 大	様

ご使用場所	
豊見城市字根差部727 エクセルビル 207	

ご請求宛先	
豊見城市字根差部727 エクセルビル 207	

年	月分	消費税等相当額 (円)	領収金額 (円)	領収年月日	備考
H30	4	1363	18403	平成30年 4月23日	1/2 9.20.1
H30	5	1678	22660	平成30年 5月24日	その他 7.454
H30	6	2574	34751	平成30年 6月25日	その他 7.454
H30	7	2037	27509	平成30年 7月24日	その他 7.454
H30	8	2219	29957	平成30年 8月23日	7.454 その他
H30	9	2023	27321	平成30年 9月26日	7.454 その他
H30	10	2146	28973	平成30年10月24日	7.454 その他
H30	11	1118	15105	平成30年11月26日	1/2 7.552
H30	12	998	13476	平成30年12月25日	1/2 6.738
H31	1	1134	15322	平成31年 1月28日	1/2 7.661
H31	2	1116	15068	平成31年 2月25日	1/2 7.534
H31	3	894	12077	平成31年 3月25日	1/2 6.038
合計		19300	260622		

印紙税申告納  
付につき北那覇  
税務署承認済

上記のとおり領収したことを証明します

平成31年 4月 4日

沖縄電力株式会社

Y1401-15-26(03.H23.02.28)

電気料金

合計 ¥89,448 充当

電気料金 5月～10月分はクーラー使用が増えたので、6か月分以外の平均で計上しました。

上下水道料金納付書兼領収証  
平成30年6月10日発行

水控番号 35-0546-008  
納付期限 平成30年 6月11日  
〒901-0206  
根差部727番地  
エクスセルビル207  
島袋 太 様

設置場所根差部727番地

使用期間	平成30年 3月26日から 平成30年 4月26日まで	
用途	家事用	整理番号 086227
調定月	平成30年 4月分	
使用水量	4 m <sup>3</sup>	
上水道料金	1,296 円	
下水道料金	561 円	
合計料金	1,857 円	

島見城市長 印  
上記のとおり領収しました。  
島見城市水道事業企業出納員

領収③  
212185  
18517  
付  
白  
印

TEL 098-990-0026 (収入印紙不要)(お客様保存)

上下水道料金納付書兼領収証  
平成30年 6月11日発行

水控番号 35-0546-008  
納付期限 平成30年 7月10日  
〒901-0206  
根差部727番地  
エクスセルビル207  
島袋 太 様

設置場所根差部727番地

使用期間	平成30年 4月26日から 平成30年 5月26日まで	
用途	家事用	整理番号 086227
調定月	平成30年 5月分	
使用水量	4 m <sup>3</sup>	
上水道料金	1,296 円	
下水道料金	561 円	
合計料金	1,857 円	

島見城市長 印  
上記のとおり領収しました。  
島見城市水道事業企業出納員

領収③  
059476  
付 186.23  
白  
印

TEL 098-990-0026 (収入印紙不要)(お客様保存)

1/2 ￥754

4月

$$1.857 \times \frac{2}{3} \times \frac{1}{2} = 754$$

1/2 ￥928

5月

水道代 ￥10,215 充当

(督促料 200 円は含まない)

10月分は1/3計上。毎月よりも使用が増えたので毎月額に合わせました。

充当割合: 政務活動費以外が含まれるので察分

上下水道料金納付書兼領収証  
平成30年 7月10日 発行

水券番号 35-0546-008  
納付期限 平成30年 8月10日  
〒901-0205  
根差部727番地  
エクセルビル207  
島袋 大 様

設置場所根差部727番地

使用期間	平成30年 5月26日から 平成30年 6月27日まで
用途	家事用 整理番号 086227
調定月	平成30年 6月分
使用水量	4 m <sup>3</sup>
上水道料金	1,296 円
下水道料金	561 円
合計	1,857 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

豊見城市長 

上記のとおり領収しました。  
豊見城市水道事業企業出納員

この領収証は後日の  
領収を目的とする5年  
間有効です。

※訂正したものを  
領収印付しないもの  
は無効です。

〒901-0205  
TEL 098-850-0026 (収入印紙不要)(お客様保存)

領収検収  
回 12185  
付 18.8.06  
印  
ローソン豊見城  
水玉橋店

1/2 ￥928  
6月

上下水道料金納付書兼領収証  
平成30年 8月10日 発行

水券番号 35-0546-008  
納付期限 平成30年 9月10日  
〒901-0205  
根差部727番地  
エクセルビル207  
島袋 大 様

設置場所根差部727番地

使用期間	平成30年 6月27日から 平成30年 7月26日まで
用途	家事用 整理番号 086227
調定月	平成30年 7月分
使用水量	3 m <sup>3</sup>
上水道料金	1,296 円
下水道料金	561 円
合計	1,857 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

豊見城市長 

上記のとおり領収しました。  
豊見城市水道事業企業出納員

この領収証は後日の  
領収を目的とする5年  
間有効です。

※訂正したものを  
領収印付しないもの  
は無効です。

〒901-0205  
TEL 098-850-0026 (収入印紙不要)(お客様保存)

領収  
回 07286  
付 8.9.04  
印  
豊見城市水道事業  
企業出納印

1/2 ￥928  
7月

上下水道料金納付書兼領収証  
平成30年 9月10日 発行

水券番号 35-0546-008  
納付期限 平成30年10月10日  
〒901-0205  
根差部727番地  
エクセルビル207  
島袋 大 様

設置場所根差部727番地

使用期間	平成30年 7月26日から 平成30年 8月27日まで
用途	家事用 整理番号 086227
調定月	平成30年 8月分
使用水量	2 m <sup>3</sup>
上水道料金	1,296 円
下水道料金	561 円
合計	1,857 円

上記の金額を納付してください。(消費税含)

豊見城市長 

上記のとおり領収しました。  
豊見城市水道事業企業出納員

この領収証は後日の  
領収を目的とする5年  
間有効です。

※訂正したものを  
領収印付しないもの  
は無効です。

〒901-0205  
TEL 098-850-0026 (収入印紙不要)(お客様保存)

領収  
回 07287  
付 8.10.06  
印  
豊見城市水道事業  
企業出納印

1/2 ￥928  
8月



事務所費  
水道

充当割合：政務活動費以外が含まれるので案分

上下水道料金窓口納付領収証 (お客様控)

平成30年12月11日 発行

35-0546-008

納付期限 平成30年12月11日

〒 901-0205  
根差部727番地  
エクセルビル207  
島袋 大 様

設置場所 根差部727番地

使用期間	平成30年 8月27日から 平成30年 9月26日まで
用途	家事用 整理番号 086227
調定月	平成30年 9月分
使用水量	1 m <sup>3</sup>
上水道料金	1,296 円
下水道料金	561 円
督促手数料	100 円
	1,957 円

上記の金額を納付してください。(消費税別)

豊見城市長 監 豊見城市水道事業 収入印 18,12,11

TEL 098-850-0026 FAX 098-850-2670  
沖縄県豊見城市字霧長854番地1[2F]

上記のとおり領収しました。  
豊見城市水道事業企業納付

この領収証は領収対象外のため印刷保存してください。  
印刷を怠りましたら、印收は有効の効力はありません。

上下水道料金納付書兼領収証

平成30年11月12日 発行

35-0546-008

納付期限 平成30年12月10日

〒 901-0205  
根差部727番地  
エクセルビル207  
島袋 大 様

設置場所 根差部727番地

使用期間	平成30年 9月26日から 平成30年10月26日まで
用途	家事用 整理番号 086227
調定月	平成30年10月分
使用水量	12 m <sup>3</sup>
上水道料金	2,095 円
下水道料金	712 円
督促手数料	2,807 円

上記の金額を納付してください。(消費税別)

豊見城市長 監 豊見城市水道事業 収入印 18,12,10

TEL 098-850-0026 (収入印紙不要)(お客様保存)

上下水道料金窓口納付領収証 (お客様控)

平成31年 2月14日 発行

35-0546-008

納付期限 平成31年 2月14日

〒 901-0205  
根差部727番地  
エクセルビル207  
島袋 大 様

設置場所 根差部727番地

使用期間	平成30年10月26日から 平成30年11月27日まで
用途	家事用 整理番号 086227
調定月	平成30年11月分
使用水量	1 m <sup>3</sup>
上水道料金	1,296 円
下水道料金	561 円
督促手数料	100 円
	1,957 円

上記の金額を納付してください。(消費税別)

豊見城市長 監 豊見城市水道事業 収入印 19,2,14

TEL 098-850-0026 FAX 098-850-2670  
沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1[3F]

上記のとおり領収しました。  
豊見城市水道事業企業納付

この領収証は領収対象外のため印刷保存してください。  
印刷を怠りましたら、印收は有効の効力はありません。

1/2 ￥928

督促料 ￥100 は引く

9月

1/3 ￥928

10月分は普段より使用が  
増えたので毎月額に合わせました。

10月

1/2 ￥928

督促料 ￥100 は引く

11月

事務所費  
水道

充当割合: 政務活動費以外が含まれるので案分

上下水道料金納付書兼領収証  
平成31年1月10日発行

水栓番号 35-0546-008  
納付期限 平成31年2月12日  
〒901-0205  
根差部727番地  
エグゼルトビル207  
島袋 大 様

設置場所根差部727番地

使用期間	平成30年11月27日から 平成30年12月23日まで	
用途	家事用	整理番号 086227
調定月	平成30年12月分	
使用水量	2 m <sup>3</sup>	
上水道料金	1,296 円	
下水道料金	561 円	
合計金額	1,857 円	


上記の金額を納付してください(消費税別)

豊見城市長 

上記のとおり領収しました。  
豊見城市水道事業企業出納課

この領収書は領収の  
勘定を付けるための印を  
捺印してください。

※領収印は領収書の  
裏面に捺印してください。

領収日付印 

豊見城市水道事業  
TEL 098-850-0026 (収入印紙不要)(お客様保存)

12月

1/2 ￥928


上下水道料金納付書兼領収証  
平成31年2月12日発行

水栓番号 35-0546-008  
納付期限 平成31年3月11日  
〒901-0205  
根差部727番地  
エグゼルトビル207  
島袋 大 様

設置場所根差部727番地

使用期間	平成30年12月23日から 平成31年1月24日まで	
用途	家事用	整理番号 086227
調定月	平成31年1月分	
使用水量	1 m <sup>3</sup>	
上水道料金	1,296 円	
下水道料金	561 円	
合計金額	1,857 円	


上記の金額を納付してください(消費税別)

豊見城市長 

上記のとおり領収しました。  
豊見城市水道事業企業出納課

この領収書は領収の  
勘定を付けるための印を  
捺印してください。

※領収印は領収書の  
裏面に捺印してください。

領収日付印 

豊見城市水道事業  
TEL 098-850-0026 (収入印紙不要)(お客様保存)

1月

1/2 ￥928

充当割合:政務活動費以外が含まれるので案分

上下水道料金納付書兼領収証  
平成31年 3月11日 発行

水巻番号 35-0546-008  
納付期限 平成31年 4月10日

T 901-0205  
根差部727番地  
エクスセルビル207  
扇袋 太 様

設置場所根差部727番地

使用期間	平成31年 1月24日から 平成31年 2月24日まで	
用途	家事用	整理番号 086227
調定月	平成31年 2月分	
使用水量	5 m <sup>3</sup>	
上水道料金	1,296 円	
下水道料金	561 円	
合算金額	1,857 円	

上記の金額を納付してください。(消費税別)

豊見 城市 様

上記のとおり領収しました。  
豊見城市水道事業株式会社

※この領収証は帳簿の  
簿字を記入し、お持ち  
帰りしてください。

※料金を用紙に記すもの  
領収証は、お持ち帰りの  
は、領収証です。

取付印 (収入印紙) を貼る

豊見城市水道事業  
TEL 098-850-0026 (収入印紙不要)(お持ち帰り)

212125  
収 19.4.10  
ローソン豊見城  
其五橋店  
印

1/2 ￥928

2月

事務所概要申告票

議員名 島袋 大

1. 物件の所在

住所	豊見城市字根差部727 エクセルビル207号
電話番号	098-850-1692

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃貸借契約先 [ 和興住宅 ]
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄: ) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

島袋大



賃貸人 氏名

住所



事務所費充当状況申告票

議員名 島袋 大

1. 事務所の状況

住所	豊見城市字根差部727 工化ビル207号
----	----------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	1/2
------	-----

充当割合の説明：

- ◎自由民主党沖縄県豊見城市区第二支部事務所としても使用している為。
- ◎125000円の月額家賃の中の1000円は共益費・チリ処理代なので差し引く。124000円の1/2計算で充当割合は62000円なる。

(関係経費)		(充当額)	
家賃(月額)	125,000 円	家賃(月額)	62,000 円
その他	円	その他	円
	円		円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

島袋大



事務所費

事業用貸借契約書

店舗用

契約期間

自 平成 30 年 4 月 1 日  
 至 平成 32 年 3 月 31 日

物件名

エクセルビル (207)

貸借人

島袋 大

沖縄県知事免許 (7) 第 2698 号

和興住宅

〒901-0153 那覇市宇栄原950 平良アパート101  
 電話 098-857-7220 FAX 098-857-7999

事業用貸借契約書

貸主 (以下「甲」という。) と借主 島袋 大 (以下「乙」という。) はこの契約書により瑕疵に  
 表示する不動産に関する貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	エクセルビル	2階	207号室
所在地	沖縄県豊見城市宇栄原950番地		
構造	鉄骨コンクリート造/陸揚地/6階建		
種類	事務所/店舗	新築年月	平成5年 3月
面積	36坪		

附属施設	駐車場	含む	1台無料 2台目から有料
	車庫証明	含む	車庫証明可能 (有料)
	自転車置き場	含まない	
	物置	含まない	
	専用庭	含まない	

頭書(2) 事業内容

事務所

頭書(3) 契約期間

平成 30年 4月 1日 ~ 平成 32年 3月 31日まで (2年間)

事務所費

頭書(4) 賃料等

賃料	月額120,000円	共益費	月額4,000円	チリ処理代	月額1,000円
敷金	金額240,000円 (賃料2ヵ月)	礼金	金額120,000円 (賃料1ヵ月)	事務手数料	金10,000円
その他の条件					
貸与する種別	■	■	■	■	■
数量	■	■	■	■	■
賃料等の支払時期	当月分を毎月 5 日に (口座引落)				
賃料等の支払方法	■				

※ 額込の際の手数料は貸借人の負担とする。

頭書(5) 緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	鳥袋下
(自宅) TEL	098-856-2772
(勤務先) TEL	098-866-2754 (会社名・部署名)
(携帯) TEL	■

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 ■
	住所 ■
管理業者	和興住宅
所在地	那覇市宇字菜原950番地 TEL098(857)7220

頭書(7) 更新に関する事項

借借人は、賃貸人又は仲介業者に対し、本契約を更新・変更する場合は、頭書(4)の事務手数料を支払うことにより、仲介業者の窓口で、本契約を更新・変更するものとする。

頭書(8) 特約事項

- 過去の際、賃借人(乙)は本物件を速やかに原状回復し、賃貸人(甲)に引き渡すものとする。尚、ハウスクリーニング、故意的汚損、故意の補修費は、賃借人の負担とする。
- 本契約が解約解除し、引渡しの際、造作買取請求権を放棄して原状に戻し返す事、但し賃借人の所有物が本物件内に放置された場合は、所有権を放棄したとみなし、処分しても異議の申し立てはしない。その費用は、賃借人の自費とし請求するものとする。
- 甲が建物の老朽等により新築、改築を行う時、予め六ヶ月前に乙に通知し、契約を解除する事ができる。乙は、明渡しをすに際し、其の理由や名目の何ら保わらず、移転料、立退き料等の請求は一切放棄する。
- 近隣住民に迷惑をかけた時、警察当局の介入をせよとされる行為を行ったとき等、本契約を継続する事が困難であると認められるに至った時は、本契約を解除する事が出来る。
- 本契約を第三者に転貸及びその権利を譲渡した時、又不正な行為によって入居した時は、契約解除する事が出来る。
- 駐車場利用を1台無料とし2台目から有料とする。又、全面道路側駐車場を使用禁止とする。
- 本物件の駐車場敷地は、土地賃貸借契約で賃借している敷地の為返還された場合、駐車場が制限される場合があります。
- 本契約満了による。再更新契約の際も全保運株式会社(保証協会)及び大同火災(火災保険)は継続加入して頂き、入居中の解約は出来ないものとする。

借主

鳥袋下

\* 電気、水道、ガス等に関するお問合せ (引渡し時の精算等)は下記へ

- 電気 ..... 沖縄電力糸満営業所 ..... 電話 993-7777
- 水道 ..... 豊見城水道庁舎 ..... 電話 850-1516
- ガス ..... 和興住宅 ..... 電話 856-0166

契約条項

- (契約の締結)
- 第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。
- (契約期間)
- 第2条 契約期間は、頭書(3)に記載のとおりとする。
- 2 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。
- (賃料)
- 第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
- 2 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、家賃が不相当となった場合。
- 二 土地又は建物の容積率の上昇又は低下その他の建築事情の變動により、家賃が不相当となった場合。
- 三 近隣類似の建物の賃料の變動が生じ、家賃が不相当となった場合。
- 3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。
- (共益費)
- 第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。
- 2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
- 3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。
- (負担の帰属)
- 第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
- 2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
- (税金)
- 第6条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。
- 2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
- 3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額の差額を、敷金に相殺するものとする。
- 4 敷金は全額返還とし乙が本物件を退去後、立会検査、修繕見積後とする。但し30日以内とする。尚、乙の退去後、1年以内に解約消滅金を受取りにこなかった場合、その権利を放棄したものとなる。
- 5 甲は、本物件の明渡し時に、賃料の滞納、その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、債務の額の内訳を明示し当該債務の額を敷金から差し引くことができる。
- (期間満了消滅金)
- 第7条 本契約期間満了に達する場合は、頭書(4)の賃料1ヶ月分に当たる額を、期間満了消滅金として支払わなければならない。
- (駐車場及び車庫証明)
- 第8条 乙は、駐車場を利用する場合、頭書(4)の料金を毎月支払ない自らの責任で駐車場、車庫の管理を行い甲及び管理人の指定する位置に、甲又は、管理人の承認を得た自動車のみを駐車しなければならない。
- 2 駐車場内に於いて天災地変、盗難、その他の事故による損害については、甲及び管理人は一切の賠償の責任を負わないものとする。
- 3 駐車場における盗難又は事故、管理等については、甲及び管理人は一切その責任を負わないものとする。
- 4 頭書(1)で車庫証明付きの場合、1台に対し証明代(30,000円)保証金(20,000円)車庫手数料(10,000円)甲又は管理人に支払わなければならない。但し、本契約締結に際し、本物件の車庫証明採用手続きが終了したのを概した上で、甲又は管理人は乙へ無利息で保証金(20,000円)を下記の6条にない返還する。
- 5 乙は甲に対して証明代、車庫手数料を支払い甲又は管理人はこれを承認した。本金員は甲又は管理人の所得としいかなる場合にも返還しないものとする。
- 6 乙は、退去後1ヶ月以内に車庫証明の抹消・移動後、抹消時の手数料、又は移動先の車庫証明の複写を提示した後、返還するものとする。車庫証明抹消をなさないまま退去された場合には、甲又は管理人は原則として保証金(20,000円)を返還しないものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年 3月 23日

氏名	TEL	098-857-7220 (和興住宅)
住所		
氏名	TEL	098-856-2727
住所		
氏名	TEL	
住所		

和興住宅 豊貝城市宇籠波 1087-08

沖繩県那覇市安謝2丁目2番5号  
会保連株式会社 TEL (098) 866-4901

商号又は名称	和興住宅	商号又は名称	
代表者の氏名	平良 清	代表者の氏名	
主たる事務所所在地・TEL	沖繩県那覇市宇栄原950番地 ダイヤアパート 101号 TEL 098-857-7220	主たる事務所所在地	
免許証番号	許認県知事(7)第2698号	免許証番号	
免許年月日	平成29年11月21日	免許年月日	
氏名	和興住宅	氏名	
登録番号	(特選)第	登録番号	
業務に使用する事務所所在地	沖繩県那覇市宇栄原950番地 ダイヤアパート 101号 TEL 098-857-7220	業務に使用する事務所所在地	
TEL		TEL	

※印は実印  
※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。



- 二 第9条のいずれかの規定に違反したとき。
- 三 入居時に、乙または乙の代表者等が、重大な事実を告知した事実が重大な虚偽であったことが判明したとき。
- 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。

(暴力団等の排除)

- 第13条 乙が次の各号の一に該当したときは、甲は何らの催告を要せず本契約を解除することができる。乙は本物件を直ちに明け渡さなければならない。
- 1 乙が暴力団、過激な政治活動団体、暴力団の構成員、準構成員であることが判明したとき。
- 2 乙が暴力団、過激な政治活動団体、暴力団の構成員、準構成員であることを告知したとき。
- 3 本物件内、共用部分等に暴力団であることを感じさせる名所、看板、代紋、提灯等を掲示したとき。
- 4 本物件に暴力団構成員、同担構成員等を居住させ、あるいは反復継続して出入りさせたとき。
- 5 本物件、共用部分その他本物件周辺において、乙またはその構成員、関係者が暴行脅迫、脅迫、恐喝、器物損壊、監禁、凶器準備集合、強盗、強姦、強姦、銃剣刀剣刺突等の犯罪を行ったとき。
- 6 本物件、共用部分その他本物件周辺において、暴力団の威力を背景に粗野な態度や言動によって他の入居者、近隣住民等に不安感や迷惑を与えたとき。

(乙からの解約)

- 第14条 乙は、甲に対して2ヵ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から1ヵ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1ヵ月を経過する日までの間、同時に本契約を終了することができる。
- 3 本契約の解約の際、乙は甲に対し移転料、造作買取請求、必要費用益費、償還請求、その他を要求してはならない。

(契約の消滅等)

- 第15条 都市計画等による建物が取用される場合、または天災地震、火災、火災等の為、家屋が消滅した場合には、本契約は自然消滅するものとする。

- 2 前項にいう場合、また避難その他当事者に帰すべきでない事由によって蒙った双方の損害に対しては各相手方はその責を負わないものとする。但し、火災の場合に、失火者に故意若しくは重大過失のあるときは、その損害を賠償しなければならない。

(明渡し及び明け渡し時の修繕)

- 第16条 乙は、明け渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約を終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第12条の規定に基づき本契約が解除された場合においては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明け渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件内に設置されたこの所有物が有り、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情がある時は、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に必要な費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明け渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損壊箇所を全て修復して、本物件を引き渡し当分の原状に戻さなければならない。
- 6 乙が明け渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明け渡し完了の日までの間の賃料の額に相当する損害金を支払わなければならない。

(損害保険の加入)

- 第17条 乙は、契約期間は賠償責任特約付のテナント総合保険に加入しなければならない。
- (立入り)
- 第18条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び乙の承諾を得、あらかじめ乙の承諾を得、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合には、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

- (禁止又は制限される行為)
- 第9条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、貸借権を譲渡し、又は転貸、担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは破壊若しくは本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 4 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入又は搬入付すること。
- 三 騒音等の発生を原因とする行為。
- 四 本物件の全部又は一部につき、暴力団員に本物件の使用、貸借権の譲渡又は担保の用に供すること。
- 5 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- 一 階段、廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。
- 二 階段、廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

- 第10条 乙は、本物件を善なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約・使用規則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙の入居に必要な本物件の鍵を交付する。乙は、これらの鍵を善なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第11条 甲は、本項第一号から第二号に掲げる修繕を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

- 一 電燈、蛍光灯、ヒューズの取替え。
- 二 その他の常用が普通な修繕。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の費用を拒否することができる。
- 3 乙は、甲の承諾を得ることなく、第1項第一号から第二号に掲げる修繕を自らの負担において行うことができる。
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の解除)

- 第12条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、本契約を解除することができる。ただし、乙が第1号及び第2号に該当する場合には、甲が相当の期間を定め、当該期間の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないことを要する。

- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき
- 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 三 銀行取引の停止
- 四 破産手続きの開始
- 五 会社更生手続きの開始
- 六 民事再生手続きの開始
- 七 特別清算手続きの開始
- 八 本契約の外部に破産、その他の工作物を承諾なしに取付けたとき
- 九 業種の秩序を破壊する行為を行ったり、1.5日以上履行が不明となり防火、盗難予防、家屋保存管理等に支障がある場合。
- 十 反社会的と認められる団体(暴力団、過激な政治活動団体等)の構成員、準構成員と判明したとき。
- 十一 警察官周の介入を必要とする行為を行ったとき。
- 十二 警察官周の介入を必要とする行為に違反した場合には、当該違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

- 2 乙が次に掲げる修繕を行ってはならない。当該修繕費用は、乙が負担するものとする。
- 一 本物件を頭取(2)配属の目的以外の用に供したとき。

(甲の通知義務)

- 第 19 条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。  
一 資料等支払い方法の変更。  
二 原簿(6)に記載した管理業者の変更。

(乙の通知義務)

- 第 20 条 乙は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。  
一 長期に休業するとき。  
二 連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更。  
三 連帯保証人の死亡又は失踪。  
四 本物件内の模様替え並びに造作及び諸設備の新設・撤去・変更する場合、電話架設・電気・水道等の配線配管その他の変更をする場合。  
五 乙の連絡先(携帯電話等)が変更になったとき。

(返済損害金)

第 21 条 乙は、本契約より生じる金融債務の支払いを滞りしたときは、年(365日あたり)14.6%の割合による遅滞損害金を支払うものとする。

(積立保証及び連帯保証人)

- 第 22 条 本契約は、全築建設株式会社が提供する積立保証(以下、積立保証)により、乙の債務を担保するものとする。  
2 積立保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するため必要な手続を講ずらなければならない。  
3 連帯保証人は、本契約を条項を承認の上、乙が甲に対する本契約に係る一切の債務につき乙と連帯して履行の責を負うものとする。又、本契約の更新がなされた後も引き続き連帯保証人として、その責を負うものとする。  
4 連帯保証人が死亡・破産・住所不明又は失踪した時、乙は直ちにその旨を甲に通知し、連帯保証人の変更又は追加をしなければならない。その他甲に於いて必要と認めるときは連帯保証人を更に乙は追加しなければならない。  
5 乙が行方不明等により連絡がとれない場合は、連帯保証人にすべてを一任したものとみなし、連帯保証人は乙に代わり全ての処置を行わなければならない。

(免責)

第 23 条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第 24 条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について異議が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合管特裁裁判所)

第 25 条 本契約に起因する紛争に關し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する他の(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第 26 条 特約事項については、本契約に記載するとおりとする。



充当割合: 政務活動費以外が含まれるので案分

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ご請求先氏名  
島袋 大 様

お客様番号  
4908-0365-91930

2018年 5月ご請求分

金額(円)  
¥4,609-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

0801

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

1/2 ¥2,304  
4月分

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ご請求先氏名  
島袋 大 様

お客様番号  
4908-0365-91930

2018年 7月ご請求分

金額(円)  
¥4,584-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

07286  
89.04

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

1/2 ¥2,282  
7月分

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ご請求先氏名  
県議会議員島袋大 様  
務所 様

お客様番号  
4908-0365-91930

2018年 12月ご請求分

金額(円)  
¥4,387-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

1/2 ¥2,178  
11月分

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ご請求先氏名  
県議会議員島袋大 様  
務所 様

お客様番号  
4908-0365-91930

2019年 1月ご請求分

金額(円)  
¥3,818-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

19.2.13

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

1/2 ¥1,909  
12月分

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ご請求先氏名  
県議会議員島袋大 様  
務所 様

お客様番号  
4908-0365-91930

2019年 2月ご請求分

金額(円)  
¥3,769-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

212185  
19.3.01

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

1/2 ¥1,884  
1月分

電話料金等払込受領証  
西日本ご利用分

ご請求先氏名  
県議会議員島袋大 様  
務所 様

お客様番号  
4908-0365-91930

2019年 3月ご請求分

金額(円)  
¥3,795-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

212185  
19.4.10

収入印紙貼付欄  
(金融機関・CVS用)→お客様

1/2 ¥1,897  
2月分

充当割合:政務活動費以外が含まれるので案分

事務費

〒901-0211  
豊見城市宇饒波1087-8

島袋 大 様



携帯電話

発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター  
0800-333-0091  
受付時間 9:00~17:00  
(土・日・祝日・年末年始を除く)  
〒812 福岡市博多区住吉  
-0018 4-29-22 ドコモ住吉ビル

電話料金等ご利用料金証明書

電話番号等 [REDACTED]

年月分	ご利用金額	支払年月日	記 事
2018年 4月分	1/2 11,065 / 22,130円	2018年 5月 1日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払
2018年 5月分	1/2 10,533 / 21,066円	2018年 5月31日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払
2018年 6月分	1/2 10,991 / 21,983円	2018年 7月 2日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払
2018年 7月分	1/2 10,541 / 21,082円	2018年 7月31日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払
2018年 8月分	1/2 10,378 / 20,756円	2018年 8月31日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払
2018年 9月分	1/2 9,458 / 18,916円	2018年10月 1日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払
2018年10月分	1/2 10,096 / 20,192円	2018年10月31日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払
2018年11月分	1/2 9,461 / 18,922円	2018年11月30日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払
2018年12月分	1/2 9,551 / 19,103円	2019年 1月 4日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払
2019年 1月分	1/2 9,983 / 19,967円	2019年 1月31日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払
2019年 2月分	1/2 9,454 / 18,909円	2019年 2月28日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払
2019年 3月分	1/2 9,657 / 19,315円	2019年 4月 1日	ドコモご利用分 一括請求によるお支払
合計	1/2 120,978 / 241,951円		

※1 各通信サービス提供会社側でポイント充当等により、請求金額を相殺した場合、「ご利用金額なし」と表示されます。  
 ※2 本書は、一括請求回数単位のご利用料金、または、クレジットカード払いによるご利用料金を記載したものであり、料金のお支払額を証明しているものではありません。  
 ※3 各通信サービス提供会社名の記載がない料金は、NTTファイナンスご利用料金となります。

2019年 4月12日  
 NTTファイナンス株式会社 [REDACTED]  
 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

携帯電話料金 1/2 計上 ¥120,978 充当

充当割合 \* (1/2)

事務費

(政務活動以外が含まれるので案分)

使用料及び賃借料

No 060533

# 領 収 証

島袋 ダイ 様

事務機器・才  
幼・保 教 材  
有限会



沖縄県豊見城市

(TEL) 850-7466

(FAX) 850-9924

2011年 4月 11日

下記の通り領収致しました。

収  
入  
印  
紙

合計金額 ¥ 37,050-

係名 65

日付	品 名	数量	単 価	金 額	備 考
	№2-2-26-2 4月			5022	
	" 5月			5022	
	" 6月			3348	
	" 7月			3570	
	" 8月			3348	
	" 9月			3348	
	" 10月			3348	
	" 11月			3348	
	" 12月			3348	
	" 1月			3348	
	小 計				
	消 費 税				
	合 計			737050	

コピー機 (カウント代) ¥43, 746 1/2 計上

¥43, 746 ÷ 2 = 21,873

¥21,873 充当







### 雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名

住所

(平成 30 年度)

単位:円

月 日	支給額	社会保険料控除額	雇用保険	支払額	受領印	備考
5月7日	70,000		210	69,790		
6月5日	70,000		210	69,790		
7月5日	70,000		210	69,790		
8月6日	70,000		210	69,790		
9月5日	70,000		210	69,790		
10月5日	70,000		210	69,790		
11月5日	70,000		210	69,790		
12月5日	70,000		210	69,790		
1月7日	70,000		210	69,790		
2月5日	70,000		210	69,790		
3月5日	70,000		210	69,790		
4月5日	70,000		210	69,790		
合計	840,000		2,520	837,480		

充当割合:政務活動費のみ全額充当

人件費

納付書・領収証書

労働保険

国庫金

※取扱庁名

沖縄労働局

※取扱庁番号

00075679

徴収指定 保険料収入及び  
一般拠出金収入

労働保険  
特別会計 0847

厚生労働省  
所 6118

※平成 30 年度

労働 保険 番号	都道府県	所管 管轄	基幹 番号	枝番 番号	※CD	※証券受領
47101037492-000	47	101	037492	000	3	全部

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※会計年度(元号:平成は7) ※徴定年度(元号:平成は7)

平成 30 年度 1 期  
平成 29 年度 検査

※取納区分

62

※課税区分

※内証証券受領

円

納付の目的

平成

30 年度 1 期  
(令和又は1期)

平成

29 年度 検査

(住所)〒901-0205 豊島城市

字根差部

727

エクセルビル207

(氏名) 県議会議員

島袋大事務所

島袋大

08-E003750 AA1A47R007492#

47101037492-000 0007492 E

内	労働 保険料	十 億	千 百	十 万	千 百	十 円
				7	100	80
訳	一般 拠出金	十 億	千 百	十 万	千 百	十 円
						7,16
	納付額 (合計額)	十 億	千 百	十 万	千 百	十 円
				7	100	96

あて先  
〒900-0006

那覇市  
おもろまち2丁目1番1号  
那覇第2地方合同庁舎3階  
E 沖縄労働局

上記の合計額を領収しました。

領収日・付印

出納済

30.7.4

沖縄海邦銀行  
真玉崎支店  
(印者被シ)

労働保険特別会計歳入徴収官

納付の場所

日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

10,096-2,520=7,576

事業所負担 充当額 7,576 円

## 平成 30 年度 雇用職員申告票

議員名 島袋 大

被雇用職員名	[REDACTED]	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄: )	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

平成30年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

[REDACTED]

住所

[REDACTED]

雇用者 沖縄県議会議員

島袋大

勤務の実態を証する提出書類

出勤簿  タイムカード  その他: 広報紙配付実績一覧表

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

## 勤務実態申告票

【議員名 島袋 大】

職務内容

	区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報収集（新聞・雑誌・書籍・資料等）</li> <li>・ 現地調査に係る補助随行（写真撮影、メモ作成等）</li> <li>・ 訪問先との連絡・調整</li> </ul> 等	20%
	研修に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修会・講演会の準備・運営（プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等）</li> </ul>	15%
	広聴広報に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報紙の記事作成、印刷業者との調整等</li> <li>・ ホームページの管理</li> <li>・ 広報紙の配付</li> </ul> 等	10%
	要請陳情等に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要請陳情先の機関との連絡・調整</li> <li>・ 住民相談、意見交換の対応</li> <li>・ 要請文、陳情文の作成</li> </ul> 等	15%
	会議に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種会議・住民相談会の準備・運営（資料作成、開催周知、連絡・調整等）</li> <li>・ 企業会団体との意見交換会の準備・運営</li> </ul> 等	15%
	資料作成に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 打合せ資料の作成</li> <li>・ 議会質問で使用するパネルの作成</li> </ul> 等	5%
	事務所での庶務に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 備品、消耗品等の管理</li> <li>・ 電話・来客対応、議員への連絡調整</li> <li>・ 政務活動費の管理、収支報告書の作成</li> </ul> 等	20%
小計			100%
	政務活動以外の活動に係る職務		

平成30年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者

島袋 大



被雇用者



## 雇 用 契 約 書

氏 名 <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>	生年月日 <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>
住 所 <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>	電話番号 <span style="background-color: black; color: black;">[REDACTED]</span>

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	平成 30 年 4 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日
主な就業場所	豊見城市字根差部 727 エルビル 207 号
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成
就業時間	午前 10 時から 午後 16 時まで (昼食 1 時間)
休 日	土・日・祝・第二・第四水曜日
給与 (賃金)	月給 70000 円 (時給 円)
給与支払日	毎月月末〆切 翌日 5 日支払い
支払方法	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">直接払い</span> 口座振替
備 考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。

平成 30 年 4 月 1 日

雇用者 氏名 島袋 大



被雇用者 氏名 [REDACTED]



4 月			5 月			6 月			No.
17 日		1 日	17 日		1 日	17 日	●	1 日	
18 日	■	2 日	18 日	●	2 日	18 日		2 日	
19 日	■	3 日	19 日		3 日	19 日		3 日	
20 日	■	4 日	20 日		4 日	20 日	■	4 日	
21 日	■	5 日	21 日	■	5 日	21 日	■	5 日	
22 日	■	6 日	22 日		6 日	22 日		6 日	
23 日	■	7 日	23 日	■	7 日	23 日	■	7 日	
24 日	■	8 日	24 日	■	8 日	24 日	■	8 日	
25 日	●	9 日	25 日		9 日	25 日		9 日	
26 日		10 日	26 日		10 日	26 日		10 日	
27 日	■	11 日	27 日	■	11 日	27 日	■	11 日	
28 日	■	12 日	28 日	■	12 日	28 日	■	12 日	
29 日	■	13 日	29 日	■	13 日	29 日	■	13 日	
30 日		14 日	30 日	■	14 日	30 日		14 日	
31 日		15 日	31 日	●	15 日	31 日	■	15 日	
	●	16 日			16 日			16 日	
出勤	18 日	出勤	18 日	出勤	18 日	出勤	18 日	氏 名 ■	
欠勤	12 日	欠勤	13 日	欠勤	12 日	欠勤	12 日		
早退	日	早退	日	早退	日	早退	日		
遅刻	日	遅刻	日	遅刻	日	遅刻	日		

7 月				8 月				9 月				No.
17	日	1	日	17	日	1	日	17	日	1	日	
18	日	2	日	18	日	2	日	18	日	2	日	
19	日	3	日	19	日	3	日	19	日	3	日	
20	日	4	日	20	日	4	日	20	日	4	日	
21	日	5	日	21	日	5	日	21	日	5	日	
22	日	6	日	22	日	6	日	22	日	6	日	
23	日	7	日	23	日	7	日	23	日	7	日	
24	日	8	日	24	日	8	日	24	日	8	日	
25	日	9	日	25	日	9	日	25	日	9	日	
26	日	10	日	26	日	10	日	26	日	10	日	
27	日	11	日	27	日	11	日	27	日	11	日	
28	日	12	日	28	日	12	日	28	日	12	日	
29	日	13	日	29	日	13	日	29	日	13	日	
30	日	14	日	30	日	14	日	30	日	14	日	
31	日	15	日	31	日	15	日	31	日	15	日	
		16	日			16	日			16	日	
出勤 18 日				出勤 18 日				出勤 17 日				氏 名
欠勤 13 日				欠勤 13 日				欠勤 13 日				
早退 日				早退 日				早退 日				
遅刻 日				遅刻 日				遅刻 日				

10 月				11 月				12 月				No.
■	17	■	1	■	17	■	1	■	17	■	1	
	日		日		日		日		日		日	
	18		2		18		2		18		2	
	日		日		日		日		日		日	
	19		3	■	19		3		19	■	3	
	日		日		日		日		日		日	
	20		4		20		4		20		4	
	日		日		日		日		日		日	
	21		5		21		5		21		5	
	日		日		日		日		日		日	
■	22		6	●	22		6		22	■	6	
	日		日		日		日		日		日	
	23		7		23		7		23		7	
	日		日		日		日		日		日	
	24		8		24		8		24		8	
	日		日		日		日		日		日	
■	25		9		25		9	■	25		9	
	日		日		日		日		日		日	
	26		10	■	26		10		26	■	10	
	日		日		日		日		日		日	
	27		11		27		11		27		11	
	日		日		日		日		日		日	
	28		12		28		12		28		12	
	日		日		日		日		日		日	
	29		13		29		13		29		13	
	日		日		日		日		日		日	
■	30		14		30		14		30		14	
	日		日		日		日		日		日	
	31		15		31		15		31		15	
	日		日		日		日		日		日	
			16				16				16	
			日				日				日	
出勤 18 日				出勤 18 日				出勤 18 日				氏 名 ■
欠勤 13 日				欠勤 12 日				欠勤 13 日				
早退 日				早退 日				早退 日				
遅刻 日				遅刻 日				遅刻 日				



1月		2月		3月		No.
17日	1日	17日	1日	17日	1日	
18日	2日	18日	2日	18日	2日	
19日	3日	19日	3日	19日	3日	
20日	4日	20日	4日	20日	4日	
21日	5日	21日	5日	21日	5日	
22日	6日	22日	6日	22日	6日	
23日	7日	23日	7日	23日	7日	
24日	8日	24日	8日	24日	8日	
25日	9日	25日	9日	25日	9日	
26日	10日	26日	10日	26日	10日	
27日	11日	27日	11日	27日	11日	
28日	12日	28日	12日	28日	12日	
29日	13日	29日	13日	29日	13日	
30日	14日	30日	14日	30日	14日	
31日	15日	31日	15日	31日	15日	
	16日		16日		16日	
出勤 18日	出勤 18日	出勤 18日		出勤 18日		氏名 [Redacted]
欠勤 13日	欠勤 10日	欠勤 13日		欠勤 13日		
早退 日	早退 日	早退 日		早退 日		
遅刻 日	遅刻 日	遅刻 日		遅刻 日		